

意見集約と修正の考え方一覧

項目	意見要旨	修正の考え方
前文	4 段落目の住民自治の理念のところ、「区民と協働していく」の主語がなく、区民でもある住民と区民とが対比されている表現はおかしいのではないか（法規担当）	住民と区民との対比的な表現を改めるとともに、区民の定義の修正に合わせて文章を整える。
	この条例が国の法令等に則ったものである旨の規定を加えて欲しい（自民党区議団）	前文の最終段落に「日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえ」を加筆する。
第1章：総則 第2条：区民の定義 (両論併記事項)	・ A案賛成 2、B案賛成 4（パブリックコメント） ・ A案賛成 18、B案賛成 16、その他 4（部課長アンケート）	B案の住民・区民を分ける案を基本に、区民の定義については活動者を除く自然人とし、事業者や公益的な活動者は、まちづくりの協働のパートナーとして別に「事業者等」として位置づける。
第1章：総則 第3条：基本理念 第4条：基本原則		区民の定義の修正に伴い、事業者等も含めた表現に改める。
第2章：区民 第6条：区民の権利	区民・住民の違いを踏まえ、権利・責務について「それぞれの立場に応じ」という表現を加える（パブリックコメント、区民会議説明会）	修正は加えない。 区民と住民との立場の違いについては、個々具体的な権利・義務の違いということではなく、より根本的に「住民」が自治の第一義的な担い手であることを基本理念で明確にする。
	区民の権利を規定する必要はない。（自民党建議書）	区民の権利・責務規定は削除しない。 この条例を自治の基本原則として協働のまちづくりを進めていく上で、自治の主体である区民自身の権利や責務を明らかにする必要がある。
第2章：区民 第7条：区民の責務	区民の責務の第4項「行政サービスに係る負担を分任すること」の文頭に「法令の定めるところにより」を追加する。（パブリックコメント）	修正は加えない。 ここで規定する責務は、個々具体的な負担を区民に課すことを意味するものではない。また金銭的なもの以外に、まちづくりにおいて役務を提供するなど、区民の主体性によるものも含まれる。
	責務についても規定する必要はない（自民党建議書） 責務ではなく義務とすべき（自民党区議団）	規定内容から言って「責務」という用語がふさわしい。 ただし、権利と責務が表裏一体のものである旨の表現を加える。

<p>第2章:区民 第8条:子どもの権利 (両論併記事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A案賛成3、B案賛成3、その他2(パブリックコメント) ・ A案賛成12、B案賛成24、その他2(部課長アンケート) ・ 子どもの権利に関する規定は不要(自民党建議書) 	<p>子どもの権利に関する項目は置かない。 第8条の第1項を削除し、第2項の子どもたちが安全・健全に成長できるよう配慮する部分は活かし、区民の責務として第7条第4項に移す。</p>
<p>第2章:区民 第9条:事業者の責務 (両論併記事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A案賛成7、B案賛成0(パブリックコメント) ・ A案賛成28、B案賛成8、その他2(部課長アンケート) 	<p>事業者の責務に関しては、区民の定義の変更に伴い、事業者等の役割として、まちづくりに参加する権利と責務を第8条として規定する。</p>
<p>第3章:コミュニティ</p>	<p>自治基本条例の中で「町会」を位置づける(同様意見3件、パブリックコメント)</p>	<p>条例の中では「町会」を具体的に規定しない。 任意団体である町会等を区が公認したり、加入を条例で推奨・義務づけたりすることは、逆に区民の主体的な地域活動を阻害するおそれがあり、区民の主体性を尊重しつつ、必要な支援を行っていくことが区の基本的な役割である。今後区としては、この条例の理念に基づき、住民自治の仕組みづくりの具体的な施策の中で、町会等とのパートナーシップをより強化していく。</p>
<p>第4章:参加・協働 第24条:自治推進委員会の設置</p>	<p>議会を除いた推進機関の設置など認めない(建議書)</p>	<p>推進委員会の構成も別に定める条例で規定することとし、構成に関わる部分の文言を削除する。</p>
<p>第4章:参加・協働 第25条:住民投票</p>	<p>「住民、区議会又は発議に基づき」と規定するとすると具体的な発議要件を定める必要がある(法規担当)</p>	<p>発議に関する文言は削除する。「区は、...実施できる」という表現だと住民のイニシアティブが文脈からなくなるので、「...制度を設けることができる」という表現に改め、住民発議も含めて制度設計を検討していくという可能性を含ませる。</p>
<p>第4章:参加・協働 第28条:地域協議会</p>	<p>「地域協議会」硬いので「地域の協議の場」で名称や運営の基本は別途条例で考える。(パブリックコメント)(前回の検討委員会)</p>	<p>「地域協議会」は「地域における協議会」に改める。</p>

第5章:区議会 第29条:区議会の設置(両論併記事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A案賛成3、B案賛成4(パブリックコメント) ・ A案賛成20、B案賛成6、その他12(部課長アンケート) 	<p>「区民は、...区議会を置く」と規定する。</p> <p>この条例は、豊島区の自治の基本的なルールを定めるものであり、自治を構成する区民・区議会・区長の関係を明確にすることが不可欠であり、区民の信託がその背骨になる。</p> <p>この場合の信託は、直接的な選挙という行為に限定されず、日本国憲法が国民の国政への信託を謳っているように、より広い意味で、区民全体の区への信託を宣言的に規定するもの。</p>
第5章:区議会 第31条:区議会の役割	<p>区議会を区民が選び、費用の使い道についても適性であるか、公平であるか公開的に公表する義務があり、区民に表示しなくてはならないと思う。今、色々いわれている政務調査費の領収書添付について等においても、逆にチェックする機関が当然必要になり、それを区民の側からも設置することが必要と思う。豊島区は、その点まだ都市部なのに保守的だ。</p>	<p>区議会の組織・運営そのものに関する規定なので、自治基本条例で具体的な規定を置くことは出来ない。</p>
第5章:区議会 第32条:就任時の宣誓(両論併記事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A案賛成5、B案賛成2(パブリックコメント) ・ A案賛成12、B案賛成20、その他6(部課長アンケート) ・ 就任時の宣誓を強制されるのはなはだ遺憾(自民党建議書) ・ 就任時の宣誓に関する規定は要らない(議会研究会) 	<p>議会で反対していることであり、宣誓を強制することはできないので、規定は置かない。</p>
第6章:区長 第32条:区長の設置(両論併記事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A案賛成3、B案賛成4(パブリックコメント) ・ A案賛成21、B案賛成6、その他11(部課長アンケート) 	<p>第5章区議会の規定にあわせる。</p>
第6章:区長 第32条:就任時の宣誓(両論併記事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A案賛成5、B案賛成2(パブリックコメント) ・ A案賛成17、B案賛成17、その他4(部課長アンケート) 	
その他	<p>この条例では、なぜか選挙権を持たないはずの在日外国人を区民と定義し、区議会を置くことができるとしています。そして、“他国”の自治体、在住“外国人”、“団体”と連携して「人権」などの問題解決をずっとしています。これは将来的に在日外国人選挙権を与えるということでしょうか？だとすれば、自分はこれに反対します。</p>	<p>この条例は在日外国人に選挙権を認めることを趣旨とするものではありません。</p>